



外国人県民も取り残さない 情報提供の推進

～ 「言葉の壁のない静岡県」を目指して ～

くらし・環境部

1

1 ポイントは「10万人」と「128地域」

【外国人県民の人数／R2.6月末】

100,237 人



行政の対象として
必須の存在

【外国人県民の国籍／R2.6月末】

**128 の
国と地域**



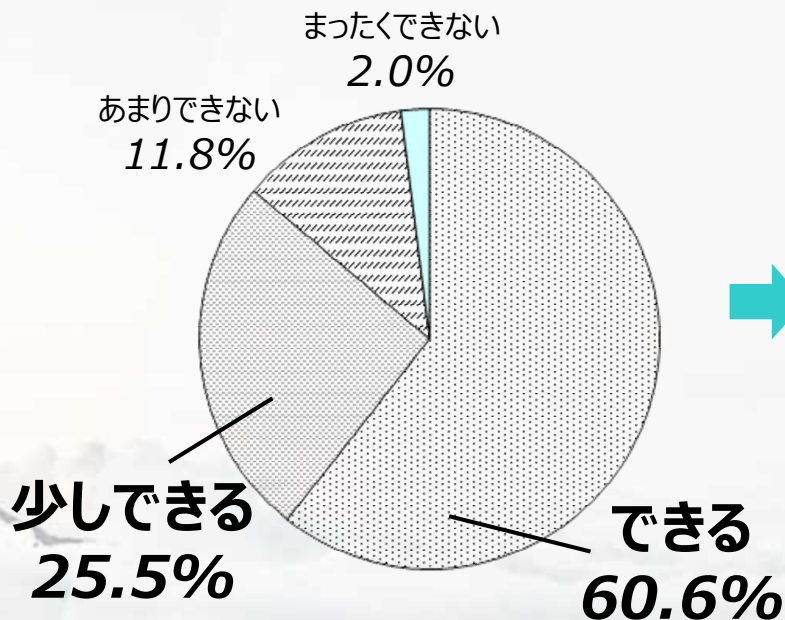
全ての言語に
対応することは困難

くらし・環境部

2

2 一体何言語で対応すれば...

【あなたは日本語がどれくらいできますか？】



一番通じるのは
実は日本語

< 多文化共生基礎調査 / 2020 速報値 >

くらし・環境部

3

3 まずは「やさしい日本語」で

【「外国人県民への情報提供に関するガイドライン」策定 / 令和3年2月10日施行】

提供する情報

分野	内容
緊急事態の対応に関する情報	地震・津波、台風、豪雨、感染症等
生活に関する情報	保健・医療、福祉、労働、住宅、税金、防犯、交通安全、教育等
相談に関する情報	多言語による相談の日程や場所、よくある質問・相談等
施設情報・イベント情報	外国人県民の利用が多い施設やイベントの情報

使用する言語

「やさしい日本語」、英語のほか、県内に1万人以上の話者がいるポルトガル語、フィリピン語、ベトナム語、中国語を使用

くらし・環境部

4

4 必要な情報に容易にアクセス

【多言語情報ポータルサイトの新設／情報を集約して分かりやすく発信】

<これまででは…>

知りたい情報が、どこにあるのか探しにくい…

<これからは！～サイトのイメージ～>



くらし・環境部

5 多言語化のチェックポイント

【情報多言語化までの流れを分かりやすくマニュアル化】

情報多言語化のチェックポイント

“言葉の壁のない静岡県”を目指して

はじめに
あなたの仕事は外国人県民に届いていますか？

日本語に不慣れな外国人県民に、日本人と同じように必要な情報が届くよう、「外国人県民への情報提供に関するガイドライン」を定めました。

すでに多言語化に取り組んでいる方も、そうでない方も、もう一歩自分の仕事を見直してください。

※ガイドラインのほかに、情報提供の実態について「外国人県民への情報提供に関する実施要領」も定めています。

STEP 1 仕事の内容をチェック！

ガイドラインでは、外国人県民に情報提供する情報の標準を下表のとおり定めています。自分の仕事がどの基準に該当するかどうか確認しましょう。

分野	内容
生活に関する情報	保健・医療、福祉、労働、住宅、税金、防災、交通安全、教育
相談に関する情報	多言語による相談の日程や場所、よかなる無料・相談
施設情報・イベント情報	外国人県民の利用が容易な施設やイベント情報
緊急事態の対応に関する情報	地震・津波、台風、豪雨、感染症

STEP 2 使う言語をチェック！

令和2年6月末現在、100,237人の外国人県民が生活していますが、その国籍、母語（日常使う言語）は様々です。

まずは、自分たちの対象者である外国人県民の「やさしい日本語」を優先的に、情報提供の内容や地域などを考えて、使う言語を決めましょう。

ガイドラインでは、英語のほか、県内に1万人以上の居住者がいる、並上(ナガノボリ)、ソウル(ソウル)、ベトナム語、中国語による多言語化を推進としています。

“言葉の壁のない静岡県”を目指して

STEP 3 情報の提供方法をチェック！

ガイドラインでは、情報は原則電子化し、ホームページなどにより情報提供を行い、チラシ等の印刷物など、適切な媒体を使うこととしています。

多言語化した情報は、必要としている外国人県民に届かなければ意味がありません。効果的な提供方法、配付計画などを事前に確認しましょう。

STEP 4 多文化共生課に事前連絡・相談

使う言語、情報の提供方法が決まったら、実施要領の様式第1号を提出してください。内容についてアドバイスなどがあれば、多文化共生課からご連絡します。

STEP 5 まずは「やさしい日本語」に

多言語化の第一歩は「やさしい日本語」による情報提供です。

「簡易同行」や「日本語の手引き」を参考に、情報を作成しましょう。「やさしい日本語」を作成すると、多言語へ翻訳しやすいです。

令和3年度も、職員同士の研修を開催しますので、ぜひ参加してください。なお、SDO上で「やさしい日本語」を学べる動画をアップ予定です。

○静岡県庁「やさしい日本語の手引き」/SDO常用資料→60巻→050 平易な手紙・手帳

STEP 6 多言語に翻訳しましょう

多言語への翻訳は、大きく分けて2つの方法があります。それぞれ特徴がありますので、目的に応じて使い分けください。

外部への翻訳依頼
デザイン印刷に合わせた翻訳を依頼することが多いです。翻訳費用が発生します。

職員による翻訳
翻訳ソフトや翻訳アプリを使って翻訳します。費用が削減できる場合は、定期機能を活用しましょう。

多文化共生課では、国際交流員（北川カズユキ、フィリピン）によるネーティブチェックを行っています。

“言葉の壁のない静岡県”を目指して

“言葉の壁のない静岡県”を目指して

STEP 7 多言語情報の完成

多文化共生課に、実施要領の様式第2号を提出してください。

相談・お問合せ先

くらし・環境部県民生活局 多文化共生課

電話番号 054-221-3310
E-mail tabunko@pref.shizuoka.lg.jp

くらし・環境部

6 くらし・環境部から全県庁へ

【くらし・環境部 部長トークを「やさしい日本語」で発信】

やさしい日本語 を 広めて いきます

静岡県には 100,000人くらいの 外国人が 住んでいます。
静岡県に 住む 人の 37人のうち 1人が 外国人です。
静岡県では 日本語や 外国語や 「やさしい日本語」で
色々な お知らせを しています。

「やさしい日本語」は、日本語が あまり わからない 人のために
わかりやすく 書いた 日本語です。
ふりがなを つけたり 簡単な 言葉を 使います。

これから この お知らせは 日本語だけでなく 「やさしい日本語」でも
書くことに しました。

まずは くらし・環境部から 「やさしい日本語」を 広めて いきます。



くらし・環境部

7

皆さんの仕事

外国人県民に 届いていますか？

「言葉の壁のない静岡県」を目指して
くらし・環境部

8